

申告と納税は正しくお早めに

所得と収入は違います

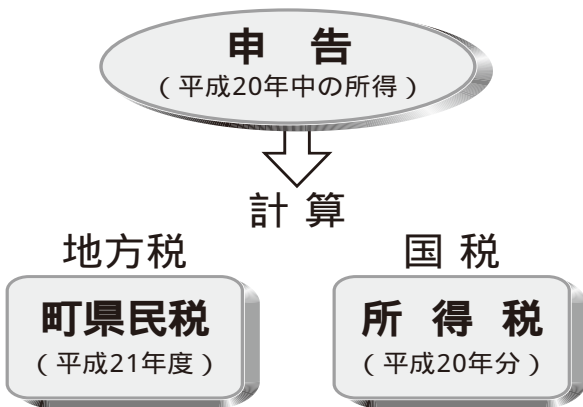
個人の一年間の「収入」からその収入を得るために使った「必要経費」を引いて「所得」を計算します。

町県民税と所得税とは

町県民税（住民税）は阿久比町と愛知県に納める地方税で、町が税額を計算して事業主や個人に通知し税金を徴収します。（平成21年度の住民税所得割の税額は平成20年中の所得金額が基準となります）

所得税は国税で、一年間の所得に対して、事業主や個人が自ら税額を計算して、申告した税額を納付します。

サラリーマンの場合、町県民税は毎月の給料から、所得税は毎月の給料とボーナスから源泉徴収されています。



所得の種類と所得金額の計算方法

所得の種類		所得金額の計算方法
1	利子所得 公社債や預貯金の利子などによる所得	収入金額 = 利子所得の金額
2	配当所得 株式の配当や証券投資信託の収益分配などによる所得	収入金額 - 株式等の元本を取得するために要した負債の利子 = 配当所得の金額
3	不動産所得 土地や建物などの不動産の貸付けによる所得	収入金額 - 必要経費 = 不動産所得の金額
4	事業所得 農業、商工業などの事業から生ずる所得	収入金額 - 必要経費 = 事業所得の金額
5	給与所得 給料、賞与などによる所得	収入金額 - 給与所得控除額 - 特定支出の額の合計額のうち給与所得控除額を超える部分の金額 = 給与所得の金額
6	退職所得 退職金、その他退職により一時に受ける給与などによる所得	(収入金額 - 退職所得控除額) × 1 / 2 = 退職所得の金額
7	山林所得 山林の伐採または譲渡による所得	収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 = 山林所得の金額
8	譲渡所得 土地や建物、株式などその他の資産の譲渡による所得	収入金額 - 資産の取得費 - 資産の譲渡費用 - 特別控除額 = 譲渡所得の金額
9	一時所得 生命保険による一時金、損害保険による満期返戻金、賞金や懸賞当せん金などの所得	収入金額 - 収入を得るために支出した金額 - 特別控除額 = 一時所得の金額
10	雑所得 公的年金や原稿料、出演料、生命保険年金など上記の1～9にあてはまらない所得	次のとの合計額 公的年金等の収入金額 - 公的年金等控除額 を除く雑所得の収入金額 - 必要経費

自宅からインターネットを利用して申告ができます

e-Tax(イータックス)で確定申告

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告データは、そのまま電子申告できます。（電子申告には、公的個人認証サービスに基づく電子証明書などが必要です。）

また、確定申告期間中は24時間いつでも申告データの送信ができます。



インターネットの検索サイトから

イータックス

検索

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

主な制度改正

住民税の寄附金税制が拡充され、次の寄附により住民税の控除を受けることができます。

都道府県・市区町村に対する寄附金

平成20年1月1日以降の都道府県・市区町村に対する寄附金のうち、5,000円を超える金額について、個人住民税所得割のおおむね1割を上限として、所得税と合わせて控除されます。

都道府県・市区町村以外に対する寄附金

愛知県共同募金会や赤十字愛知県支部に対する寄附金、県や町が条例で指定した寄附金で、5,000円を超える金額について税額控除され、税額控除率は、県指定の場合は4%、町指定の場合は6%、県と町両方の指定では10%となります。

詳しい計算方法は「申告書の手引き」などでご確認ください。

納税には口座振替の利用を

所得税や消費税の納税には、安全で便利な振替納税を利用してください。

あなたの預貯金口座から、決められた納期限に自動的に引き落とされます。

納付のため、現金を用意したり、金融機関に出かけて納税したりする必要がありません。

うっかり納税を忘れて、延滞金を払うこともありません。「預貯金口座振替依頼書」に必要事項を記入して、税務署か、ご利用の金融機関に提出してください。

（確定申告の期間中は役場の申告会場でも提出できます。）